

## 第11号議案

### 京都地方税機構職員定数条例一部改正の件

京都地方税機構職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構  
広域連合長 山田 啓二

### 京都地方税機構職員定数条例の一部を改正する条例

京都地方税機構職員定数条例（平成21年京都地方税機構条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広域連合長の事務部局の職員 19人
- (2) 議会の事務部局の職員 2人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 2人

2 前項第2号から第4号までの職員は、同項第1号の職員がこれを兼ねるものとする。

第4条中「第2条に規定する」を「第2条各号に掲げる」に、「広域連合長」を「任命権者」に改める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。